

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令改正案の新旧対照表について（傍線部分は改正部分）

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令改正案（昭和49年3月5日通商産業省令第18号）

改正案	現行
<p>（販売等に係る例外の届出等） 第四条 法第四条第二項第一号の届出をしようとする者は、様式第一による届出書に当該特定製品が輸出用のものであることを証する書面を添えて経済産業大臣（<u>令第十七条第一項に規定する者にあつてはその者の当該工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同条第二項に規定する者にあつてはその者の当該事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長</u>）に提出しなければならない。 2・3 （略）</p>	<p>（販売等に係る例外の届出等） 第四条 法第四条第二項第一号の届出をしようとする者は、様式第一による届出書に当該特定製品が輸出用のものであることを証する書面を添えて経済産業大臣（<u>令第十六条第一項に規定する者にあつてはその者の当該工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同条第二項に規定する者にあつてはその者の当該事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長</u>）に提出しなければならない。 2・3 （略）</p>
<p>（事業の届出） 第六条 法第六条の規定により事業の届出をしようとする者は、様式第三による届出書を経済産業大臣（<u>令第十七条第三項に規定する者にあつてはその者の当該工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同条第四項に規定する者にあつてはその者の当該事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長。第八条第一項、第九条、第十一条及び第十二条において同じ。</u>）に提出しなければならない。</p>	<p>（事業の届出） 第六条 法第六条の規定により事業の届出をしようとする者は、様式第三による届出書を経済産業大臣（<u>令第十六条第三項に規定する者にあつてはその者の当該工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同条第四項に規定する者にあつてはその者の当該事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長。第八条第一項、第九条、第十一条及び第十二条において同じ。</u>）に提出しなければならない。</p>
<p>（基準適合義務に係る例外の届出等） 第十三条 法第十一条第一項第一号の届出については第四条第一項の規定を、法第十一条第一項第二号の承認の申請については第四条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「<u>第十七条第一項</u>」とあるのは「<u>第十七条第三項</u>」と、「同条第二項」とあるのは「<u>同条第四項</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>（基準適合義務に係る例外の届出等） 第十三条 法第十一条第一項第一号の届出については第四条第一項の規定を、法第十一条第一項第二号の承認の申請については第四条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「<u>第十六条第一項</u>」とあるのは「<u>第十六条第三項</u>」と、「同条第二項」とあるのは「<u>同条第四項</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>（表示） 第二十二条 法第十三条の主務省令で定める方式は、次の各号に掲げる表示を、別表第五の特定製品の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の表示の方法の欄に掲げる方法により表示する方式とする。 一 別表第五第三号、第五号、第六号及び第十号の特定製品の区分に属する特定製品にあつては、別表第六に定める様式の表示 二 別表第五第一号、第二号、第四号及び第七号から第九号までの特定製品の区分に属する特定製品にあつては、別表第七に定める様式の表示</p>	<p>（表示） 第二十二条 法第十三条の主務省令で定める方式は、次の各号に掲げる表示を、別表第五の特定製品の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の表示の方法の欄に掲げる方法により表示する方式とする。 一 別表第五第一号、第五号及び第六号の特定製品の区分に属する特定製品にあつては、別表第六に定める様式の表示 二 別表第五第二号から第四号まで及び第七号から第九号までの特定製品の区分に属する特定製品にあつては、別表第七に定める様式の表示</p>

(登録の区分)

第二十三条 法第十六条第一項の主務省令で定める特別特定製品の区分は、次のとおりとする。

- 一 乳幼児用ベッド
- 二 携帯用レーザー応用装置
- 三 浴槽用温水循環器
- 四 ライター

様式第14(第38条関係)

(略)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B8とすること。

別表第1(第3条、第5条、第14条第1項関係)

特定製品の区分	技術上の基準
1. <u>家庭用の圧力なべ及び圧力がま</u>	1~6 (略) 7(1) (略) (2) 圧力調整装置が作動した場合における圧力なべ及び圧力がまの最高の内圧(以下「使用最高圧力」という。)は147.1キロパスカル以下であること。 8~10 (略) 11(1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、 <u>経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標(商標法(昭和34年法律第127号)第2条第5項の登録商標をいう。以下同じ。)</u> をもつて代えることができる。 (2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。
2. <u>乗車用ヘルメット</u>	1 (略) 2(1)・(2) (略) (3) 帽体の表面に固定されたスナップその他の堅い突出物は、帽体の滑りを妨げることのないよう突出が十分小さいか、又は容易に外れる構造を有すること。

(登録の区分)

第二十三条 法第十六条第一項の主務省令で定める特別特定製品の区分は、次のとおりとする。

- 一 乳幼児用ベッド
- 二 携帯用レーザー応用装置
- 三 浴槽用温水循環器

(新規)

様式第14(第38条関係)

(略)

備考 用紙の大きさは日本工業規格B8とすること。

別表第1(第3条、第5条、第14条第1項関係)

特定製品の区分	技術上の基準
1. <u>乳幼児用ベッド</u>	1~19 (略) 20(1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、 <u>経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標(商標法(昭和34年法律第127号)第2条第5項の登録商標をいう。以下同じ。)</u> をもつて代えることができる。 (2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示が、容易に消えない方法により適切に付されていること。
2. <u>登山用ロープ</u>	1~3 (略) 4(1) 届出事業者の氏名若しくは名称又は <u>経済産業大臣の承認を受けた略号若しくは記号</u> が容易に消えない方法により表示されていること。 (2) (略)

	<p>3～8 (略)</p> <p>9(1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、<u>経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p>		<p>(3) 登山用ロープを安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示が容易に消えない方法により適切に付されていること。</p>
3. 乳幼児用ベッド	<p>1～19 (略)</p> <p>20(1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、<u>経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</u></p> <p>(2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>	3. 家庭用の圧力なべ及び圧力がま	<p>1～6 (略)</p> <p>7(1) (略)</p> <p>(2) 圧力調整装置が作動した場合における圧力なべ及び圧力がまの内部の最高の内圧(以下「使用最高圧力」という。)は147.1キロパスカル以下であること。</p> <p>8～10 (略)</p> <p>11(1) 届出事業者の氏名若しくは名称又は<u>経済産業大臣の承認を受けた略号若しくは記号が容易に消えない方法により表示されていること。</u></p> <p>(2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に付されていること。</p>
4. 登山用ロープ	<p>1～3 (略)</p> <p>4(1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、<u>経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 登山用ロープを安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>	4. 乗車用ヘルメット	<p>1 (略)</p> <p>2(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 帽体に表面に固定されたスナップその他の堅い突出物は、帽体の滑りを妨げることのないよう突出が十分小さいか、又は容易に外れる構造を有すること。</p> <p>3～8 (略)</p> <p>9(1) 届出事業者の氏名若しくは名称又は<u>経済産業大臣の承認を受けた略号若しくは記号が容易に消えない方法により表示されていること。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p>
5. 携帯用レーザー応用装置	<p>1(1) 次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(外形上玩具として使用されることが明らかなもの及びそれ以外の形状のものであつて装置の設計上又は機能上長時間レーザ</p>	5. 携帯用レーザー応用装置	<p>1(1) 次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(外形上玩具として使用されることが明らかなものを除く。)にあつては、日本工業規格C6802(1998)レーザ製品の</p>

—光を目に向けて照射することを目的として設計したものを除く。)にあつては、日本工業規格C 6 8 0 2 (2 0 0 5) レーザ製品の安全基準 3 . 1 7 クラス1レーザ製品又は3 . 1 9 クラス2レーザ製品であること。

全長が8センチメートル以上であること。

(削除)

(削除)

(削除)

—レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能を有すること。

(2) (1) のもの以外のものにあつては、日本工業規格C 6 8 0 2 (2 0 0 5) レーザ製品の安全基準 3 . 1 7 クラス1レーザ製品(その放出持続時間が8 . 4 e)時間基準3)を満たすものに限る。)であること。

2 出力安定化回路を有すること。

3 (1) 外形上玩具として使用されることが明らかなもの又はそれ以外の形状のものであつて対象、位置等を指し示すために用いるものにあつては、レーザー光の放出状態を維持する機能(ただし、手動により維持する場合を除く。以下「放出状態維持機能」という。)を有さないこと。

(2) (1) のもの以外のものにあつては、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、放出状態維持機能を有することができる。

レーザーシステムが故障した場合には、シャッター等によりレーザー光を自動的に遮断する機能、レーザー光の放出を自動的に停止する機能等を有すること又は当該装置に割り当てられたクラスの被ばく放出限界(日本工業規格C 6 8 0 2 (2 0 0 5) レーザ製品の安全基準 8 . 3 クラス分けに対する責任に示されたものを

安全基準 3 . 1 5 クラス1レーザ製品又は3 . 1 6 クラス2レーザ製品であること。ただし、単3形電池の体積の2倍を超える体積を有する電池を使用する場合には、及びの規定は、適用しない。

全長が8センチメートル以上であること。

質量(使用する電池の質量を含む。)が40グラム以上であること。

使用する電池の形状が単3形、単4形又は単5形であること。

使用する電池の数が2個以上であること。

—通電状態にあることを確認できる機能を有すること。

(2) (1) のもの以外のものにあつては、日本工業規格C 6 8 0 2 (1 9 9 8) レーザ製品の安全基準 3 . 1 5 クラス1レーザ製品(その放出持続時間が9 . 3 e)時間基準3)を満たすものに限る。)であること。

2 出力安定化回路を有すること。

3 スイッチの通電状態を維持する機能を有さないこと。

	<p>いう。)を超えないようにレーザー光の放出量を自動的に調整する機能を有すること。</p> <p>使用者の操作によらずにレーザー光の放出が停止された場合において、再度レーザー光を放出するときは、スイッチを入れ直すこと等を必要とすること。</p> <p>4 (1) (略)</p> <p>4 (2) 次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。ただし、外形上玩具として使用されることが明らかなものにあつては の注意事項を表示することを要せず、それ以外の形状のもののうち、装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したものにあつては 及び の注意事項を表示することを要せず、カメラにあつてその焦点を自動的に調節する機能を有するもの(日本工業規格 C 6 8 0 2 (2 0 0 5) レーザ製品の安全基準 3 . 1 7 クラス 1 レーザ製品 (その放出持続時間が 8 . 4 e) 時間基準 3) を満たし、かつ、レーザー光を連続して照射する時間が 3 秒未満であるものに限る。)) にあつては の注意事項を表示することを要しない。</p> <p>レーザー光をのぞきこまない旨</p> <p>レーザー光を人に向けない旨</p> <p>子供に使わせない旨</p>	<p>4 (1) (略)</p> <p>4 (2) レーザー光をのぞきこまないこと、レーザー光を人に向けないこと(日本工業規格 C 6 8 0 2 (1 9 9 8) レーザ製品の安全基準 3 . 1 5 クラス 1 レーザ製品 (その放出持続時間が 9 . 3 e) 時間基準 3) を満たすものに限る。)のうち、カメラにおいてその焦点を自動的に調節することを目的とした装置の部品であつて、レーザー光を連続して照射する時間が 3 秒未満であるものを除く。) 1 (1) のものにあつては子供に使わせないことその他の安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示が、容易に消えない方法により適切に付されていること。</p>
<p>6 . 浴槽用温水循環器</p>	<p>1 ~ 2 (略)</p> <p>3 (1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代え</p>	<p>6 . 浴槽用温水循環器</p> <p>1 ~ 2 (略)</p> <p>3 (1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代える</p>

	<p>ることができる。</p> <p>(2) 吸入口に毛髪が吸い込まれるおそれがあるので注意すること、吸入口のカバー等がゆるんだ状態又は外れた状態で運転しないこと、運転中に浴槽内に潜らないこと、子供が入浴する際には十分注意することその他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>		<p>ことができる。</p> <p>(2) 吸入口に毛髪が吸い込まれるおそれがあるので注意すること、吸入口のカバー等がゆるんだ状態又は外れた状態で運転しないこと、運転中に浴槽内に潜らないこと、子供が入浴する際には十分注意することその他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示が、容易に消えない方法により適切に付されていること。</p>
7. 石油給湯機	<p>1～7 (略)</p> <p>8(1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、<u>経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</u></p> <p>(2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>	7. 石油給湯機	<p>1～7 (略)</p> <p>8(1) 届出事業者の氏名若しくは名称又は<u>経済産業大臣の承認を受けた略号若しくは記号</u>が容易に消えない方法により表示されていること。</p> <p>(2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示が、容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>
8. 石油ふろがま	<p>1～5 (略)</p> <p>6(1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、<u>経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</u></p> <p>(2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>	8. 石油ふろがま	<p>1～5 (略)</p> <p>6(1) 届出事業者の氏名若しくは名称又は<u>経済産業大臣の承認を受けた略号若しくは記号</u>が容易に消えない方法により表示されていること。</p> <p>(2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示が、容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>
9. 石油ストーブ	<p>1～11 (略)</p> <p>12(1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、<u>経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</u></p> <p>(2) (略)</p>	9. 石油ストーブ	<p>1～11 (略)</p> <p>12(1) 届出事業者の氏名若しくは名称又は<u>経済産業大臣の承認を受けた略号若しくは記号</u>が容易に消えない方法により表示されていること。</p> <p>(2) (略)</p>

	(3) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。		(3) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示が、容易に消えない方法により適切に表示されていること。
10.ライター	<p>1 火炎を生成する機構は、不注意による点火又は自然点火の可能性を最小限にするため、意図的な手動操作を必要とする構造であること。</p> <p>2 火炎の高さは、使用者の想定を超える高さとならないよう制限されたものであること。</p> <p>3 火炎の高さを調整する機構は、使用者が意図する火炎の高さになるように適切に行うことができる構造であること。</p> <p>4 燃料がガスのものにあつては、燃焼を行つたとき、火炎のばらつきがないこと。</p> <p>5 火炎の消火は、使用者が想定する時間内で適切に行えること。</p> <p>6 燃料がガスのものにあつては、燃料の充てん量が適切であること。</p> <p>7 外部の形状は、仕上げが良好であり、手足を傷つけるおそれのある割れその他の欠点がないこと。</p> <p>8 燃料適性試験を行つたとき、燃料に対して、構成部品の劣化がないこと。</p> <p>9 燃料を再充てんできるものにあつては、注入口の閉鎖部材から燃料の漏れがないこと。</p> <p>10 耐落下性試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>11 耐熱性試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>12 燃料がガスのものにあつては、耐内圧試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>13 耐火炎性試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>14 耐繰返し燃焼性試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>15 耐連続燃焼性試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>16 (1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者</p>	(新規)	(新規)

の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。

(2) 子供の手の届くところに置かないこと、50度以上の高温又は長時間の日光には、絶対にさらさないこと及び使用后、火炎が消えていることを確認することその他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。

別表第2 (第7条関係)

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
1. 家庭用の圧力なべ及び圧力がま	(略)	(略)
2. 乗車用ヘルメット	(略)	(略)
3. 乳幼児用ベッド	(略)	(略)
4. 登山用ロープ	(略)	(略)
5. 携帯用レーザー応用装置	種類	(1) 対象、位置等を指し示すために用いるもの (2) 装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したもの (3) その他のもの

別表第2 (第7条関係)

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
1. 乳幼児用ベッド	(略)	(略)
2. 登山用ロープ	(略)	(略)
3. 家庭用の圧力なべ及び圧力がま	(略)	(略)
4. 乗車用ヘルメット	(略)	(略)
5. 携帯用レーザー応用装置	(新規)	(新規)

	形状	(略)
	全長	(略)
	(削除)	(削除)
	(削除)	(削除)
	(削除)	(削除)
	レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能	(略)
	放出状態維持機能	(1) あるもの (2) ないもの
	レーザー光の種類	(略)
	レーザー光の色	(略)
	表示する文字又は図形	(略)
6 ~ 9 (略)	(略)	(略)
10. ライ	種類	(1) たばこ用のもの

	形状	(略)
	全長	(略)
	質量(使用する電池の質量を含む。)	(1) 40グラム未満のもの (2) 40グラム以上のもの
	使用する電池の形状	(1) 単3形のもの (2) 単4形のもの (3) 単5形のもの (4) ボタン形のもの (5) その他のもの
	使用する電池の数	(1) 1個のもの (2) 2個のもの (3) 3個のもの (4) 4個以上のもの
	通電状態にあることを確認できる機能	(略)
	(新規)	(新規)
	レーザー光の種類	(略)
	レーザー光の色	(略)
	表示する文字又は図形	(略)
6 ~ 9 (略)	(略)	(略)
(新規)	(新規)	(新規)

ター		(2) その他のもの
燃焼方式		(1) ポストミキシングバーナー式のもの の (2) プリミキシングバーナー式のもの
点火方式		(1) やすり式のもの (2) 圧電素子を備えた直押し式のもの (3) 圧電素子を備えたスライド式のもの の (4) その他のもの
意図しない点火を防止する方法		(1) 操作力によるもの (2) 操作方法によるもの
火炎の高さ調整機構		(1) あるもの (2) ないもの
燃料の再充電		(1) できるもの (2) できないもの

--	--	--

別表第3 (第20条関係)

特定製品の区分	検査設備	検査設備の基準
1. 乳幼児用ベッド	構造試験設備	(略)
	荷重試験設備	(略)
	繰り返し落下衝撃試験設備 ただし、繰り返し落下衝撃試験技術の状況により、試験を実施することが適切であると国内	(略)

別表第3 (第20条関係)

特定製品の区分	検査設備	検査設備の基準
1. 乳幼児用ベッド	構造試験設備	(略)
	荷重試験設備	(略)
	繰り返し落下衝撃試験設備 ただし、繰り返し落下衝撃試験技術の状況により、試験を実施することが適切であると国内	(略)

	登録検査機関等が認める者に定期的に繰り返し落下衝撃試験を行わせるものとして国内登録検査機関等が認める者は、繰り返し落下衝撃試験設備を備えることを要しない。		登録検査機関等が認める者に定期的に繰り返し落下衝撃試験を行わせるものとして国内登録検査機関等が認める者は、繰り返し落下衝撃試験設備を備えることを要しない。	
	側方荷重試験設備	側方荷重試験装置（左右妻枠の上さんの外側面に294.2ニュートン以上の荷重を交互に繰り返し加えることができるもの）及びばねばかり等（測定精度が4.9ニュートン以上で、294.2ニュートンまで測定することができるもの）を備えていること。	側方荷重試験設備	側方荷重試験措置（左右妻枠の上さんの外側面に294.2ニュートン以上の荷重を交互に繰り返し加えることができるもの）及びばねばかり等（精度が4.9ニュートン以上で、294.2ニュートンまで測定することができるもの）を備えていること。
	衝撃試験設備	（略）	衝撃試験設備	（略）
2. 携帯用レーザー応用装置	（略）	（略）	2. 携帯用レーザー応用装置	（略）
3. 浴槽用温水循環器	（略）	（略）	3. 浴槽用温水循環器	（略）
4. ライタ	火炎生成操作力及び火炎調整操作力測定設備	荷重試験装置（測定精度がフルスケールの±0.2パーセント以下で、100ニュートンまで測定できるもの）を備えていること。	（新規）	（新規）
ニ	火炎の高さ測定設備	測定台（5ミリメートル間隔で水平に目盛りを付けた垂直に立つ不燃性の板と不燃性材料で作られた風の影響を受けない装置）を備えていること。	（新規）	（新規）

恒温設備	恒温装置（恒温室又は恒温槽であつて、零下10度±2度、23度±2度、40度±2度及び65度±2度の温度を維持することが可能なもの）を備え、40度±2度及び65度±2度の温度を維持することが可能なものにおいては、ガス又は蒸気が滞留しないように換気装置を備えていること。
消火時間測定設備	時計（測定精度が0.1秒以上のもの）を備えていること。
質量測定設備	質量計（測定精度が0.1ミリグラム以上で、0.2キログラムまで測定することができるもの）を備えていること。
燃料試験設備	ガスクロマトグラフ又はこれと同等以上の性能を有するものを備えていること。
落下試験設備	コンクリート板及び高さ測定器（測定精度が1ミリメートル以上で、1.5メートル±0.1メートルまで測定することができるもの）を備えていること。
内圧試験設備	加圧試験機（3メガパスカル以上のゲージ圧力を加えることができるものであつて、毎秒69キロパスカルを超えない速度で圧力を加えることができるもの）を備えていること。

--	--	--

別表第5（第22条関係）

番号	特定製品の区分	表示の方法
1	家庭用の圧力なべ及び圧力がま	（略）
2	乗車用ヘルメ	（略）

別表第5（第22条関係）

番号	特定製品の区分	表示の方法
1	乳幼児用ベッド	（略）
2	登山用ロープ	（略）

	ット				
3	乳幼児用ベッド	(略)		3	家庭用の圧力なべ及び圧力がま (略)
4	登山用ロープ	(略)		4	乗車用ヘルメット (略)
5 ~ 9 (略)	(略)	(略)		5 ~ 9 (略)	(略)
10	ライター	ライターの外面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。		(新規)	(新規) (新規)